

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年3月9日(水)			
会議時間	開会	午後1時47分	閉会	午後2時36分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	建設部長、道路管理課長			
参考人	なし			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年3月9日

(午後1時47分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会には、建設部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

熊谷道路管理課長。

道路管理課長 : 皆さんに配付させていただいた資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、請願の内容が、雨水の個人宅地内への流入防止処置という基本的な請願趣旨ですけれども、配付した図面の丸の描いてあるところ、ここは鶴ヶ沢69-77というところですが、ここに雨水が流入されるというようなことでの請願でございます。

先日皆さんに現地を見ていただきましたとおり、鶴ヶ沢69-134、これが鶴ヶ沢69-77よりも高くなっている宅地に最近住宅が建てられて、そこに新たな排水構造物がつくられたというような経過があると伺っております。

それで、請願の内容としましては、その流入防止というようなことと、方策の1つとしての道路対応というようなことで、建設部のほうにも話がきたところでございますが、図面のとおり、公図の写しでございますけれども、道路がちょっと表示が外れて見えないのですが、公図上は道-5となっていて、一見法定外公共物いわゆる赤線というように捉えてしまいがちなのですけれども、よく調べてみますと国土調査でこういうような処理をしていますけれども、元の公図上では民地として地番が残っていて、その登記簿もあるというような、いわゆる私道で民有地でございます。

ということで、この周り一帯が民有地の状態というところで建設部に相談された際に、公共用地ではなくて民有地なので、個人対応的なものは原則ということで御説明したという経緯がございます。

内容としては以上でございます。

委員長 : 確認しますが、これまでの経緯についてというのは、請願書についてきた資料があるのですけれども、これは建設部でつくられた資料なのですか、それとも請願者がつくられた資料になりますか。

道路管理課長。

道路管理課長 : これは請願者です。

委員長：経過については、令和3年に話し合ったというのはそのとおりですか。
道路管理課長。

道路管理課長：請願書の前段にあるように、排水が宅地内に入ってくるというようなところからスタートしまして、結局こういった対応をする部署はどこだというような話もありまして、基本的に民地内の隣の敷地から入ってくる排水に関しては、そのような部署というのは市役所にはないというような流れからスタートして、そこで最初の受け皿になったのが生活環境課というところで、話を伺ってなかなか受け皿がないですけれども、あとは私道の関連というようなことがあって、建設部のほうにも相談がきたというような経緯でございます。

委員長：ありがとうございます。

令和3年に関係者から要請があった際に、対応についてということで皆さんに説明した内容というのは、請願書の別紙として添付されているのだけれども、この内容については、どのような性格のものなのかちょっと確認したいと思います。

道路管理課長。

道路管理課長：地域からもそういうような話が出て、要望でいろいろ職員がやりとりをしていて、基本的に民有地、私有地の中の関係なので、行政サイドではなかなか対応はできない部分であるというようなところで、あとは私道の関係ということで、地域で集まるのでその場で説明をしてほしいということで、その地元の中のあるお宅に地域の方が集まるのでということで、令和3年12月1日にお伺いしまして、その中でそういう内容を説明したと、その場所が私道であると民地であるとか、それに対しての行政の今の対応としての部分、ルールがないとかその辺の説明をして、その後で言葉、口頭だけではなくて、その説明した内容を文字で欲しいというようなことを言われましたので、それを文字化したものを記録として地元のほうにお渡ししたものです。

委員長：当局の説明は、以上のとおりでございますが、皆さんから質疑がありましたら頂戴したいと思います。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：休憩をお願いします。

委員長：暫時休憩いたします。

（休憩 13：55～14：29）

委員長：再開します。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、質疑を終わります。
当局の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 14 : 29～14 : 29)

委員長 : 再開します。
請願第 1 号の居住地区(団地)における治水に関する請願についての意見交換を行いたいと思います。
休憩します。

(休憩 14 : 29～14 : 34)

委員長 : 再開いたします。
千田恭平委員。

千田(恭)委員 : 一昨日、私ども産業建設常任委員会で現地調査もして、請願者、それから付近の住民の方からもお話を伺いました。

そしてまた、本日は担当課の職員の方から法制度等についてもお話を聞いたところでございます。

この場で採決して採択不採択の決断を出すことも可能かもしれませんが、実際に請願者が求めているのは、自分の土地に雨水が流入しないように、何とか措置をしてほしいと、できるだけ市にお願いするということは、費用面についてもそれなりに考えてほしいというような意図ではないかと思えます。

そしてこの公図、それから現場を見る限り、請願者の側溝のところに接している鶴ヶ沢 69-101、111 でありますとか、鶴ヶ沢 69-110 の土地の状況それから、隣地の 69-34 に接する、今の道-5 という地番の民地、この所有者の方の意向等も確認して、例えば実際に側溝を工事する場合にはどのぐらいかかるのかとか、あるいは現在使用している排水溝を太いものにするにはどういった方法があるのか等々、現実的な問題の解決策を探ることが、大事ではないかなと思えます。

これについてはまたさらなる調査が必要だと思いますので、本日は結論を出さずに、引き続き調査をするのがよろしいかと思えます。

委員長 : ただいま、千田恭平委員から御意見がありましたとおり、継続して審査することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願について、本日の審査を終わります。

以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほか皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で、本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時36分 終了)